

平成29年度 年末の交通・生活安全市民運動実施要綱

1 交通安全市民運動

(1) 期間及び重点事項

ア 年末の交通安全市民運動

期 間：平成29年12月1日(金)～10日(日)までの10日間

重点事項：高齢者の交通安全、ドライバーの交通安全
自転車の安全利用促進

イ 飲酒運転根絶強調月間

期 間：平成29年12月1日(金)～31日(日)までの1か月間

重点事項：飲酒運転の根絶



(2) スローガン

マナーアップなごや なくそう交通事故 ～広めよう 交通安全スリーS運動～

(3) 主要実施事項

ア 年末の交通安全市民運動

◇高齢者の交通安全 ～高齢者の死亡事故多発～

- ① 家庭では、加齢に伴う身体機能の低下により交通事故の危険性が高まることを、高齢者自らが理解するよう促し、出かけるときには、交通事故にあわないための安全確認の方法など、交通安全のひと声をかけるようにしましょう。
- ② 高齢者が自転車に乗るときは、ヘルメットを着用するよう努めましょう。
- ③ 夕方や夜間に外出する際は、ドライバーからよく見えるように、反射材を着用しましょう。

◇ドライバーの交通安全 ～深夜に自動車の死亡事故発生～

- ① 横断歩道を横断しようとしている歩者がいるときは、横断歩道手前で一時停止しなければならないことを伝えましょう。また、子どもや高齢者を見かけたらスピードを落とすなど、「思いやり運転」を心がけるよう呼びかけましょう。
- ② 夕暮れ時には早めにライトを点灯する「ライト・オン運動」を呼びかけましょう。

◇自転車の安全利用促進 ～自転車も車の仲間です～

- ① 自転車安全利用五則を周知徹底しましょう。

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外 2 車道は左側を通行 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4 安全ルールを守る 5 子どもはヘルメットを着用

- ② 平成29年10月1日から自転車損害賠償保険等(※)への加入が義務となりました。保険の加入状況を確認するよう呼びかけましょう。 ※自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することを約する保険又は共済をいいます。

イ 飲酒運転根絶強調月間

◇飲酒運転の根絶 ～飲酒運転は悪質な犯罪～

- ① 「飲酒運転四(し)ない運動」を、家庭、地域、事業所ぐるみで強力に推進し、自転車も含めた車両の飲酒運転の根絶を図りましょう。

飲酒運転四(し)ない・・・運転するなら飲まない、飲んだら運転しない、
運転する人にすすめない、飲んだ人に運転させない

- ② 飲食店などでは、飲食運転をしないよう、また、させないよう呼びかけましょう。
- ③ 仲間などと自動車で飲食店などに行くときは、あらかじめお酒を飲まずに運転する人を決めておく「ハンドルキーパー運動」を推進しましょう。
- ④ お酒を飲んだ翌日は、飲酒運転となる可能性があるため、十分に注意しましょう。

2 生活安全市民運動

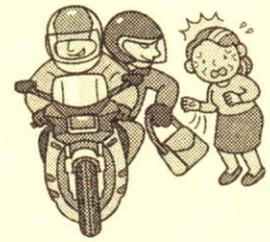
(1) 期間及び重点事項

期 間：平成29年12月1日(金)～20日(水)までの20日間

重点事項：住宅対象侵入盗の被害防止

自動車盗・部品ねらい・車上ねらいの被害防止

振り込め詐欺の被害防止、ひったくりの被害防止



(2) スローガン

みんなで創ろう、安心・安全 なごや

「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」 3N(ない)

(3) 主要実施事項

◇住宅対象侵入盗の被害防止 ～窓からの侵入が多発～

- ① 年末年始は、帰省・買物などで家を留守にする機会が多くなります。短時間でも玄関・窓のカギかけを徹底するとともに、長期間留守にするときは、近所に声をかけるなど、空き巣への地域の目を強化しましょう。
- ② 日の入りが早くなり、夕方や夜間の留守が外からもわかるようになります。タイマー式の室内灯をつけるなどして留守をさとられない工夫をしましょう。
- ③ 自分の家も狙われているという意識を持ち、窓に補助錠や警報機などを付け、家の防犯性能を向上させましょう。

◇自動車盗・部品ねらい・車上ねらいの被害防止 ～住宅駐車場でも被害発生～

- ① 車両から離れるときは、短時間でもカギをかけましょう。
- ② 明るく管理された見通しのよい駐車場に駐車しましょう。
- ③ 自動車のナンバープレートが悪用されるのを防ぐため、盗難防止ネジを活用しましょう。
- ④ 駐車中の車内に荷物を置かないように注意しましょう。

◇振り込め詐欺の被害防止 ～犯行の手口も巧妙化～

- ① 在宅中でも留守番電話にしておき、大事な電話か判断しましょう。
また、家族や親類、親しい人に在宅中でも留守番電話にしていることを伝えましょう。
- ② 家族で集まる機会などを利用し、どのような手口があるか話し合うなど、家族全体で被害に遭わないように注意しましょう。



◇ひったくりの被害防止 ～被害者の約9割が女性～

- ① 「ひったくり防止3B+N作戦」を実践して、バッグ(かばん)、バック(後ろ)、バイク(オートバイ・自転車)【3つのB】に注意し、さらに自転車に乗るときは、前かごに防犯ネット【N】をつけるよう呼びかけましょう。
- ② かばんは車道と反対側にしっかりと持ち、なるべく人通りの多い明るい道を歩くようにしましょう。
- ③ 注意力が散漫になる携帯電話やスマートフォンを使用しながら歩く「ながら歩き」はやめて、時々、後ろを振り返るなど周囲を警戒しましょう。

名古屋市

名古屋市交通・生活安全市民会議

編集 市民経済局地域安全推進課 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(〒460-8508)

電話 (052)972-3124 FAX (052)972-4823 発行部数14,800部 通番45号

交通安全・生活安全ニュースは古紙パルプを含む再生紙を使用しています。